HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	国民社会の研究 第21巻
Author(s)	鈴木, 栄太郎
Description	『鈴木榮太郎著作集 7（国民社会学原理ノート）』を出版した際のソースとなった原稿である（同書内での言及による）。
Issue Date	1962-06-29
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/77467
Type	manuscript
File Information	I024_0131.pdf

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

31

NK 5

NOTE BOOK

Made of paper
Specially prepared in Japan

國民社會の研究

第二十一巻

昭和三十八年八月二十一日

TRADE K.S.K MARK

目次

憲法が施行に遂つの跡づき　1
全の統権上の概念とマートノの見解　3
魂について　5
「国民」概念の問題　7
国民統合の形成に於て　13
日本文化の時期に関する考古学の見解　19
日本の村落共同体の原理は国家権
組織をキャトするまでなかったのか　20
日本~~共~~村落は何故集団をまもりとして
いるかと宗教層における村落生活者　21
土地の人口許容量　26
統治者の目に映る人民　29
政治の担い手
（大化の改新、秀吉、マッカーサー）　36

大ポイントとしての貢献、特にオリンピック、将来

加へ独自にあります。特に事業の

[illegible]木をもたらす首都圏にかへって大木と

（重要な交通[illegible]）

してオリンピックへりは[illegible]命であろう。

人間の生命財産

それにつけても軍需に代って登場して

いる自働車の工業の力は平和な

要の力は中[illegible]は大いに援助す

可であろう。

日本が発展するためには日本中にもっとよい

道路ともっとよい家を作る事は何よりも

必要であるがそのためには先ず第一に

工作用自働車工業を大いに發達さし

めなければ必要である。

道と家とは總て国家管理にしたらと思ふ。

人は #

経済的地位と活動りて相互に関り合ひ

ここに他の存在を意識しながら

行動する。[illegible]

個性的な[illegible]

経済的な地位と活動の配列的構

造を呼ぶ。すなはち之の

社会の状態を看取せんとする

ものである」かくの如き地位と活動

の[illegible]的精神を社会的構造となすので

ある。

要旨

余の社会構造の概念について

余の社会構造は前章に於て述べたが

構造の意義。余の[illegible]社会構造

[illegible]精神[illegible]

[illegible]社会構造[illegible]

[illegible]精神[illegible]

個人の[illegible]

式である。[illegible]

[illegible]構造の関式である。社会構造 #

は[illegible]

なすものであり、其の基本的構造で

あるが、[illegible]的な形式が

[illegible]時代が[illegible]

3

常識がよく分らなければ何故の中心的存在が精神的存
在なるかよく分らぬ事等の判に原に確定を進めるのだ
出来る。

元々何物体の固定しない輪郭物の徹底しない
にはマートンの云ふ構造は把め得ない。紙の
云ふ構造は何れの説に生かしてもよいのだ
常識を示しているのである※マートンが
有り構造は略同格である。即ち実践説
論に発表ち得る事に取り入れられるか
[illegible]月 日

人間行為の構造は統一としての社会体制
が出来上り夫れ行為の相互的な期待をもとに
』形成されているのだ。理解を例にとれば、
る一つの立派な理論ではあるが、例えば
文である。理性や欲望や異なる行為の根拠（かく出来る）
了すれ相互動作の具体的な動作や識
者を知るには孫を不可欠の視点であり、試に
社会分析の用具として有効である。
九月 日

4

没入して自然的に、[illegible]老人は本能[illegible]
収入は以外の方法[illegible]安定[illegible]
[illegible]にも小さい一人[illegible]
要素でくるし[illegible]
時代は[illegible]曹[illegible]へくる[illegible]
家族[illegible]分[illegible]小く[illegible]
何物[illegible]夫[illegible]家族[illegible]
れのも関係は[illegible]外に[illegible]
[illegible]あろう

三十に

[illegible]

その[illegible]人[illegible]の[illegible]
その後に[illegible]

禅について

禅は精神分析の人々が自分達を
他の~~階~~階層の人達と区別するのに
使いしへという[illegible]近や概念を
不可能にするために評[illegible]不能な存
教育によって一寸会合によって初め
は堅くかつわかりやすくはじめは[illegible]
ハ禅が医学や経済に[illegible]
人々の間に流行する様子が[illegible]
あるいは禅は宗派的共存を可能
にするものであるから本来[illegible]
は禅はなかった時であると禅の教義
を究明し[illegible]

5

不動心というものは [illegible] あろう

禅は治め難き者を治めんとする [illegible]

心は丈夫心を [illegible]

[illegible] の [illegible] 下の [illegible]

[illegible]

[illegible]

九月十八日

国民社会の理解

我等は長い間の社会的諸條件の中へ
と[illegible]の基盤をもっていた。その[illegible]
個人間相互關係として、その[illegible]
を見るにすぎない、社会有機体[illegible]
家の世界觀から[illegible]
有機体[illegible]
国家の中での国家の[illegible]
理解のしかたをまでも同時にする。
で、今後はこの時代でしか[illegible]
~~理解~~社会的に[illegible]世界[illegible]
社会研究に於いて大きな意味を持つ
これは我等の[illegible]

17

8

[illegible]パイプであると思うのであ

この二人が共に同じ日本の破壊[illegible]

の破壊[illegible]

[illegible]

平和的理解 打倒すべき今の法律

をとりくんでいるのは国家権力の政治で[illegible]

と国体は日本を個人[illegible]

人間同志の破壊である[illegible]

ことがとしている。

然しながら、一つの破壊は共に[illegible]

の日本国憲法の精神に[illegible]

先進国に入り、人間同志の破壊

を実現するとしているのはむしろ矛盾り実践的な現場が見えてこない。私の二十年余の日本経験と共に推察頂きたい

パーティーの状態は重要なことで日本ではから一意見には[illegible]不可解を理解せんとはせぬ[illegible]ニー官能的一面を[illegible]受け入れ又は高等[illegible]マキャベリの共同意識も日本では官僚では領域の特性の多くは日本の表方法は実の醜い事前的な表現として

国家指導者の経営の考へ方に全く新しい見地を生まれ出るのだ。それとマキアベーリ実践的精神気分では無い。

国家と国民性をはっきり別けて考へることに於て新らしい見地がある。然し乍らマキアベーリの考へは為政者の合作、政治の考へと見られるべきではないか、この両立は甚い無理的程度まで来ているのだ。いよいよ大きな思慮と識見が有しつると思ふ。私の国民性は

は何より先に莫大明瞭で甚だ具体的で概念の不鮮明なところが学問の目的によって確定の困難として何人も容易に理解する事が出来る。

元名方は提へかないし意識から両方口唇を其の想上にとくあげた口唇は完鏡的なりとしいかなる元名称意には現されたものであるかしてある。

私が理解しつつ口唇部分とは口境縁内における元名称

活動の全体である。この全体に
最も支配的な集団は国家である。
国境そのものも国家が決定し
いるのである。国家は国境内におけ
る[illegible]最高な強制力を有す
支配者である。何れの個人も集
団も国家の命令に服従せねば
ならない。

回民族と民族の争ひは口民と口家の
争ひとは別である。口家と口家の争ひ
はイデオロギーの（共同体）争ひとは別である（共同体）が
民族と口家とを全く等しく云為して
て正しい理解が確立所以然である。
基礎的枠組の存在がないのは前提に口
家とは云へない。

口家と民族の共通性（目ざ）
口家を形成する共同体の領域は遠（？）
民族とイデオロギー共同体の基盤は殊
歴史的保持者は口家から独立した

口民社会学研究の必要

一、私自身の視座―未整理な枠組としての要之
都市近隣の過程から口家の理論的必要。
一、現代の世界情勢から―民族と口家の
正しい認識―統治組織の正しい理解、
統治組織の正しい理解と社会学的理解
統治組織を人間関係として実証的に
理解するすべへの期待回
従来の法学的統治研究
コットよりマクイバーに至るまで―実証的研究が（もっと実証的に理解するためで）
充分ではない。〔それが有効かある。〕
統治組織、統治現象、統治部の実務よりの
認識―従事者は民側よりの把握か、

中央集権の統治形式への整備が従来よ

り平論。（今の~~憲~~統治は統治する者を統治 [illegible] 完全に [illegible]）

東京都政に対する政治家の関心

は都知事が権力を強化する他の政治力との関

係の調整であって、都民に対する施策の

内容ではない。統治する者を統治する

方策であって、都民を統治する〈堅要する

者は眼中にない。

今政治家がどんなに不正で不義を犯して

いようについて都民は知っていてもどうする

ことが出来ぬ。これが統治であり政治であるが

を損し一層発生させることはない。財閥と

14

大政党の合力によればどんな政策も出来
ない事はない。
政治はこれでよいのか、行ふ人が要るのか
政治そのものが要るのか、今こそ□民は
抑に政治の本来的なあるものを知り
たいと思っている国民全体に未熟な日本
では今政党も政治家もその力なきを
露骨に表現している。
又一方では世界民主自由連邦成立運動はも
う既に発足した。これは本ものになりそう
に見える。ここでは○の民族の熱意にかかって政の
て来るも必要が生じて来つゝある。

15

ママへし、高田 統三
ミミッキー代表 □民政府
朝鮮総督府か 承認した□民の支配国
□家統治 民生局立案の 政府の支配機構
民□家党 が□家
万年若い

□家は統制して企業経営して支配する。

統治の正しい姿を理解することの必要は極めて迫つて居た。□民政府の理解の正否は之の為に組織者及ぼすもの□家統治は□民政府の重要な一部分ではあるが其の全部ではない。□民政府の構造の内には□家統治組織の外に様々の組織体が存在しているが□家が□民政府に於ける位置について体系明かにする事同化を強化しているが元来学的にはまだ□民政府の中に国を握っている事から汲んでいるから底まれば当然である。

※高田博士曰く「日本資本主義は文化的であるか
独占を独占する集団である。こういう
のがマルクス、レーニンの見解であり、それ
日本は発達して。日本資本主義は高度に発達して
財力が資本を独占し、経済力によって[illegible]
ならう文明の体においては経済組織はあるが
はいえず、組織の最も国家を支持する
議することと結果的に大きな
[illegible]高田さんの実証的でない
たから[illegible]

初期においては社会主義の有機的構成も
経済的側面を過程を認しきれないまま、日本資本主義
の形成上最初の問題は独占であって
明らかに自明であると思って
いる。それ自身の歴史的理解のなんたるかは
にマルクス主義、レーニン主義の当然の結論
であるし、またはスターリン主義の人間的に
この理論的定義も明白でなく、実証
的態度に欠くところがある。
私は資本主義の発展段階を適用した
資本主義の段階を日本の歴史的発展に※
も適用して、この不一致を証明する

18

人間関係としての関係の未済より認識して最高統治者の王道の精神を継承せんとするのであれ伝統美の日本精神の倫理法と道の進行によって統治精神を継承せんとするものである

九月二十三日

日本文化の特性に関する考古学者の
見解（後藤守一氏、日本文化史大系１、昭29）

一、持續性
二、多様性
三、現実性
四、同化性

右の後藤氏の特性に加へるに
A、米を栽培した農業
B、鉄を使用した金属器
（苦労知らずで過した日本文化の
幼少期）

一一、七

等氏子組織ニ加入する制度、村ハイリや
村入り、よめ入り、婿入りの制度

わが国の村落構成原理は同族組織を基礎とするものではない。

年令階梯制度、五人組の制度、
村寄合制度、契約講、講、ユイ等

右の如き諸制度は強く同族組織を無視して又は拮抗して行はれる制度である。二元的の制度の組織が具体的な村落の秩序である。総て村落制度の原則は全国一様であるが、東北などではその村落制度の運用にあたって同族組織によって手加減が~~重~~あることとなるまでである。同族組織が村落構成原理の基礎にあるかとほとんどしないからである。

日本精神は氏子集団で共に成立ち
いふ事と宮座における様式を有
の形

精神は生々発展共同体保持相互網
的の国体として営まれ家に依附した。
寺を氏族階層に於いて氏神に関する
関心があるまであります。氏子共同国
体として精神は前に明白にされた。
民主的国の内外の意識革新が
世界我等の世界と我等の世界を国体
としては我等は氏神共同体の国
体であるか何ういふ事が重要である。
この氏子国体の組織として古くからの
制度の一つとして宮祀がある。宮座

の制度に二様の類型がある。村役と株役がそれである。村役は氏子全員即ち村民全員で年令階梯制によつて組織してゐる。村の内の財産則や家柄別と称すものの存在は之には無くなつてゐる。網元も舟子も同列に年齢順に位置して上へられる。これが株は、家制の宗家の組織である。一方株家制の宗家では村の内の有力な数戸の家から毎年交代に宮当番が出される。一般庶民の村人は決してその当番又は当家の

家の分よりは出来るのっ、当家は祖神の氏
側近く神に奉仕し、神事に従事
する家である。かが祝などより高い
神殿のかぎを開閉する主管者とな
る。

凡そ村の内の民主的と封建的との
相半ばな色分けがここに決定してい
る。際祖とされしもの成立が不可侵の
代々の内に根ざしていることは注意す
べきである。これは分家と小作との関
連よりしてもっと大きな力をもっている。
戦後更改下はおし通し難い事実で来

る。村祭と群舞の共同化はもっと深く接触して互に便宜の生ずる同化である。

（十二月十七日）

宮良の村祭群舞の別にする色別によって全国に分布しているの宮良の所在地の地図が得られるとおもうか。

琉球八重山の氏子団は村毎に形成されているのは村祭式であるが、支配階層の信する石垣八丈は群舞がある。群舞に支配階層と共に中心より喜ばれと言われている。

（宮良当壮博士論文より）

25

在塩には持論があるが、他事務[illegible]
[illegible]一般と同様に対論もあり。これは
[illegible]か本質的効力論自体に
よっても知られよう

土地の人口許容量

人口の増大を制限しているのは（利用し得る）食量の全量だけではなく土地の広さにも制限するものがある様に思はれる。生物の生態実験によれば、（森田氏より聞く）。ある大いさの容器の中で飼育する動物の数がある程度以上になると動物の個体の体重は増さなくなり、食物は同量与えてもより少数の動物を飼ふ場合は体重を増して行く。生活の場所の~~広さ~~一団体あたりの広さも生物団体の生命に

影響があまり見える。呼吸する空気の量が室の中で運動させる運動量が同居者の多い時の空気の汚染悪臭の充満等の為の不快指数の増大同類よりの威圧、抵抗、対立の如きの身体的疲労や精神不安等の作用消耗等が考えられないのはなかろうかすは人間の生活についても悪い條件である。

然し人の生活では大都市の密居生活環生活は快適で自由で防衛力もより高いのである為に好むしろ大都市の

25

といふ者は多いであろうと思はれるか、これらは又政治力があつて人間のもつ政治力は自然の法則を逆倒せしめているかの様である。

（十月二十六日）

統治者の目にある人民　　包
秀吉が家康と共に小田原城を封囲し
て北條軍を降伏せしめた直後、秀
吉は家康に関東八州は貴殿に
進上するその代り駿河や三河は
俺に返せと云った時、家康は当時の
未開発の関東を貰っても余り満
足でもなかったが、二人が是合に
関八州を貴殿に進上すると宣した
とか、統治者同志が取引する場合
は、それに従っている人民と云うもの
は弓と矢扱されている様である。其
住む人民は至る所にある樹木や凡

土と同類で異なる自然物と見做てれ人間としていくらかうるさい存在とさへ見られない。然し牛馬でも余り働いすぎると死んで惜しがられたりしひどい目にあわせたり喰ったり叫んだしたりする。精に生きた牛馬並のうつさはらしも知っているかされることはない。反撥したり一寸に殺傷すればよかったかと、うるさいのは困る。一たかく人の存在はうるさい反作用でなし得る限りにおいて許容するとかのが治者の政治道の要諦であ

人ハ相互ニ關係シテ人ノ生活ヲシテ居ル

吾々ノ世ノ中ハ國家ト云ヒ[illegible]ノ内

活ノ為メニ[illegible]所ノ者ハ人民ノ生活

餘ノ有スル要求ヲ満足[illegible]

ルガ大切デ[illegible]

政治ハ人民ノ為メニ[illegible]自分ノ

[illegible]當然である。我等は家

庭に於て相互の力を持って

は居る。常に其下の人民は生活

安全ならしむるためには更に

する所は[illegible]人民其の間に

組織せる統治者の必要が

あり

[illegible]

99

[illegible]

[illegible]ノ[illegible]治元[illegible]

[illegible]鎌[illegible]

[illegible]将軍[illegible]

[illegible]

[illegible]皇后[illegible]

[illegible]人[illegible]皇[illegible]

[illegible]宗尊[illegible]

皇太子[illegible]

[illegible]

[illegible]同年[illegible]

[illegible]

[illegible]遠[illegible]

95

[illegible]

[illegible]

[illegible]

一切の矛盾には [illegible]

[illegible]

政治の根本方針（大化の改新・秀吉
マッカーサー）

「大化の改新」の眼目は、一言でいはく、政治
の刷新の（一）にみる公地公民といふ
といってよいであろう」P.105

公地公民を樹立するのには農民を口分田が
のたと両輪すせすべて、この意味でない
れ国それぞれの下に編戸と校田であれという
てよいであろう。編戸とは、農民の戸籍を
を作って一定戸数からなる村落組織を作り
あげさしには農民に耕作地を班給り、
班田収授法を実施する事務としての戸籍
や計帳を作成することをさしている。租税的
とは、全国画一の制度を定め、それに基
[illegible]

て農民の生活の安定をはかり班田以来の体系

う甚だしく搾取することはなかつた。P105L P106

第二では人民に害あるものを禁止したり租税を

保するための合理的な調査の手段が採られ

わせて人は知らないで明らかにし

[illegible]

秀吉の統治の方針は[illegible]の者に及ぼ

本[illegible]これは大藤に相当せしめ

中山藤[illegible]の遣つた書状である。

秀吉の統治の実際は次の法令に示さ

れている（大系8 PP. 78-90）

織田豊臣政権の主な基盤となつた文

つは直轄領よりの収入である。秀吉は[illegible]の[illegible]直轄地とした。[illegible]自領は[illegible]全国の総石高は一千八百五十万石位の中直轄領では約二百万石であった。

これに対し徳川氏の天領は四百万石を擁してお り其の家臣の所領を合すれば七百万石に及ぶ。しかし、それに比すれば秀吉の直轄は実に弱かった。然しそれでも足利政権の財政的基礎に比すれば遥かに強大なものであった。

次に行政機構としては、秀吉の統一事業は

諸大名との婚嫁は之れは近め[illegible]て
あるが、若しも、縁組の[illegible]してなく
秀吉の時無[illegible]縁組によるところがあったも
秀吉の死後は五大老となった家康、利家、
輝元、秀家、景勝、互い内政を寄[illegible]
[illegible]常について五奉行の存在価値[illegible]
は出来ず也。
然し諸侯の縁組の方は用いられた一五
九五年（文禄四年）の御掟十四ヶ條（大坂城中
壁書）は大名の婚姻その他私的の盟約を
禁止したものであった。徳川時代の
武家諸法度はこれによって整備したもの

である。又秀吉は諸侯の配置についても
慎重に考えて以ての配置轉換を断行した。
又秀吉は城割りを行って全國
の割據体制をくずすために城を陥させて
のである。後に家康の元和一国一城令
によって完成されたものである。
秀吉が目指したものは諸侯の
統制の一策である。
次に対外政策が問題である。
当時戦国の諸侯は朝廷から官位をもら
うのを喜とし、秀吉自身の支配を権威
ずけるために皇室を推戴した。そして家

利家等以下二十数名の大名から、起請文を徴して、各々の知行に対して異議なく、関白の仰せは何事も違背せぬことを約束した。

次に秀吉の天下統一の力によってこの時は知行制の確立すると経営の荘園が、崩壊して一掃して新たに検地によって土地所有者をうちたてることによって農民に土地を保有せしめて、年貢の高を定めて検地によって之を秀吉は完成した。

次に「秀吉は」兵農分離の政策を進めたので武士は大名の居城の近辺に居住せしめ封建家臣と

国家統制を通じて、
重工業や三公に向けられたに
よって国民の生業と身についた實なおさ
ありつとめない、共存共小協調も最も所
本体をいはば封建的土地所有関係と身分
的秩序の維持であったといってゐる。
そのうへ国家における商品経済の発展に
基を固めて、商人の発展によって関係の基
礎を得、以て、農業衛生の統一も市場
であり、軍事軍備の政策も見逃せない。
又鎖国の統制によって停滞論を構造し
私有自身も大いに寄与をもっている。秀吉

ルソン盧で何をなしたかは不明である。
以上秀吉が実行した政治上の行績を見ると秀吉は人民にも実に大きな努力者として勝[illegible]は指導者ではあったけなく、国業の大外交には役立無く気をくばり、両方の[illegible]をはかった。一商人をも殺してはいない。さて、一方一民をはばかりなく[illegible]重税四割、自由の[illegible]追加の中に述べた。この一條で人民に関係している。この追加せもするのは大名統制に関係ある法令であって人民には色無関係ない。秀吉が統治の[illegible]せずに

御遺状はたしか五十条で大体左の四区に属する

一、大名の婚姻は幕府の了解が要る

一、大名間の私的な契約を禁す

一、諸侯の罷免について設定

御遺状追加は九ヶ条、十二十四条を

大坂城中陣営と云ったのであるが

追加の九ヶ条は

第一第二条は公家に対する規定

第三条は天下領知方の儀、二分一民御

第四条は番をおく現今の規定

第五条は道行の両掛い方

出したり故　及び御遺状追加の中で人民に

直接関係しているのは二公一民の一条だ、

である。

家康は農民の育ちだけに、人民を

無視することはせず、いかが取扱って

えいる。只彼は人民をまつつけ上手か

一か自分にあるまでをなじている。初代目の治

者は僅二人だけなかりき、いけないのは二代

目三代目あたりの馬鹿息子丈の政

治はまったく人民の世界から遊離し

ている。けれども為政者が政治を如何に

見るか、人民を如何に考えているかを知

第6條　衣食

第7條　酒　大酒の事

第8條　魔術行事の禁事

2

第二は初代統治者の行ふ統治の

初期階をも見るが適当である。

日本における最初の国民統治組織として

その大化の改新に於て、（一貫制に於て）初代統治者

の政治行動としての和子の生命

あり、統治されるものは主として

百姓であって、百姓より貢を組織的

に完全に収納する為の機構が政府

組織の作ってあると、一方は貢を主とし

一方は納めることとして別の世界に在

ったとの認識が前提とされている。

これは日本における統治の原理を示して

いえのであろう。是治めまえとはいえない
ところがそんな紆余の問作とは黒子たちのやること
事は、マッカーサーが日本を占領し軍
政を布く直前に宣言した演説によって
知ることが出来る。日本古来の政治が
民主政治のありうる唯一の形ではないか
を抑えている。マッカーサーは次の様に
述べている。

一月二十一日